

下水道使用料の共用計算の方法について

アパートなどの集合住宅等において、水道水を1つの水道メーターから複数の世帯や箇所で使用している場合は、使用者の方の申請によりまして下水道の用途を「共用」とすることができ

ます。「共用」の場合の下水道使用料は、使用量を申請いただいた戸数で割って1戸あたりの使用料を算出し、それに戸数を乗じて算出しますが、その計算例は次のとおりです。

■「共用」の場合の下水道使用料計算方法

◆使用量が（基本使用量×戸数）以内の場合

・下水道使用料＝基本使用料×戸数×1.10

例) 4戸で2ヶ月の使用量が30m³の場合
(基本使用量×戸数=20m³×4戸=80m³>30m³)
2,000円×4戸×1.10=8,800円

◆使用量が（基本使用量×戸数）を超える場合

・下水道使用料＝1戸あたりの使用料（基本使用料＋従量使用料）×戸数×1.10

1戸あたりの従量使用料は、(使用量÷戸数)で1戸あたりの使用量を算出し、その水量に従量使用量の表を当てはめて算出します。

例) 4戸で2ヶ月の使用量が300m³の場合
(基本使用量×戸数=20m³×4戸=80m³<300m³)
1戸当たりの基本使用料 2,000円…①
従量使用料 300m³÷4戸=75m³ ← 1戸当たりの使用量
20m³まで 基本水量
21m³～40m³ 130円×20m³=2,600円
41m³～60m³ 150円×20m³=3,000円
61m³～75m³ 180円×15m³=2,700円

1戸当たりの従量使用料 8,300円…②
基本使用料①+従量使用料②=10,300円
1戸当たりの使用料×戸数=10,300円×4戸=41,200円
41,200円×1.10=45,320円

※ご注意

「共用戸数計算中止申請書」を提出して「一般」に戻しますと、再度「共用」に変更することはできませんので注意してください。